

令和7～9年度 社会活動振興バスの運行ルールについて(令和7年4月1日改正)

1. 運行基準について

項目	基準		備考
1日の走行距離	400km以内		1日の走行距離が250kmを超える場合のバス料金は、利用団体の負担になります。また、基準を超える場合は運転手が2名配置となります。2名配置にかかる経費については、利用者負担となります。
運行時間	AM5:00～PM10:00の間で13時間まで		
連続利用	最大2日間まで		やむを得ず2日間を超える連続利用の場合、経費負担は利用団体となります。
利用人数	11名以上		
利用人数による配車	小型バス(11～22名) 中型バス(23～27名) 大型バス(28～49名)		配車による都合でご希望に添えない場合があります。
1団体あたりの複数台利用可能人数	50人以上の場合、2台利用可能		冬期間は除きます。
1日あたりの車両運行台数	4月～11月	2台	1日あたりの利用可能団体数も台数に同じです。
	12月～3月	1台	
年間利用回数	3回まで		町・教育委員会・学校を除きます。

2. 実費負担について

(1) 1日の走行距離が250kmを超過した場合のバス料金は、利用団体に実費を負担していただきます。

①超過分実費の算出方法(令和7年4月改定)

- ・利用の実績により超えた分の「時間」と「距離」に単価を掛けたものを合算し、消費税を加えて積算します。
- ・なお、金額は下の表を「目安」としてください。

バス種別/単価(税別)	距離		時間
	(1km単価)	(10km毎単価)	(1時間単価)
小型バス	126円	1,260円	5,355円
中型バス	170円	1,700円	6,111円
大型バス	189円	1,890円	7,161円

※1 端数の計算

- ・距離～端数は切り上げ
- ・時間～30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は切り上げ

※2 距離の積算方法は、実走距離に空走距離を加えます。

実走距離とは、利用者が乗車してから降車するまでの距離をいい、
空走距離とは、バス会社車庫から利用者が乗車していない間の往復距離をいいます。

※3 時間の積算方法は、走行距離が250kmを超えた時点から積算されます。

②計算例 大型バスを利用し、1日の走行距離が285kmで55分超過した場合

距離の運賃	1km単価(189円) × 40km = 7,560円(A) ※250kmを超える分は35kmですが、端数5km分については、10kmに切り上げ40kmで計算します。
時間の運賃	1時間単価(7,161円) × 1時間 = 7,161円(B) ※超過時間(55分)が30分以上のため、1時間に繰り上げて計算します。
利用団体実費負担額14,721円[(A)+(B)] + 消費税10% = 16,193円(端数は四捨五入)	

注) 距離の運賃では、わかりやすくするため計算上1km単価で算出をしています。

(裏面へ)

- (2) 運行に伴う「高速道路の利用」「駐車場の利用」「運転手の宿泊」等の料金は、利用団体の負担となります。
- (3) 2名配置の場合、車種にかかわらず、距離単価に10円/km、時間単価に2,200円/時間が加算されます。
(250km未満の場合は加算額のみ利用者負担となります。)

- (4) 運行前・運行後の車輛点検のため、AM5時台の出発とPM9時台の帰着の場合は、「利用可能時間 AM5:00～PM10:00」を越えてしまうため、割増料金(時間単価の2割増)での利用者負担が生じます。

バス種別	割増料金 (1時間単価の2割増)
小型バス	5,355円 + 1,071円 = 6,426円
中型バス	6,111円 + 1,222円 = 7,333円
大型バス	7,161円 + 1,432円 = 8,593円

●ご不明な点がございましたら、ゆめホール知床までご連絡ください。TEL22-2222